

<制度全般>

Q1. 既存の許可制度から新たな制度に変更となるのか。

A 既存の許可制度に加え、新たな制度が創設されましたので、新たな制度の施行後は、両制度が併存します。

Q2. 既存の許可制度と何が違うのか。

A 既存の許可制度においては、手続完了まで一定の期間を要するほか、申請の都度、車両諸元を入力し、また、1経路ごとに通行経路を細かく指定する必要がありました。しかし、新たな制度では現行の許可制度に比べて、早い（即時に通行可能経路を確認できる）、簡単（一度車両を登録すれば、出発地・目的地・積載重量（貨物車両の場合）等を入力するだけ）、便利（代替経路や都道府県内の経路など複数の経路が一度に確認できる）な手続となります。

Q3. 新たな制度では、優良事業者の許可期間延長は適用されるのか。

A 新たな制度では、すべての事業者において、登録は5年間、確認（検索）結果は1年間有効となります。

Q4. パソコンにシステムをダウンロードして利用するのか。

A 現行許可に係るシステムと同様、申請のホームページにアクセスして頂き、申請をして頂くこととなります。そのため、特段、ソフトウェア等のダウンロードの必要はありません。

<車両の登録>

Q5. 登録手数料について、連結車の場合、トラクタとトレーラの両方に課金されるのか。

A 連結車の場合、トラクタとトレーラをそれぞれ登録して頂く必要がありますが、登録手数料は、トラクタ単位で算定します。

Q6. 登録できる車両の重量がセミトレーラ連結車で143.6トン以下という大きな数値となっているが何かあるのか。

A 車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第13条において、限度超過車両の登録に係る車両幅等の基準を定めていますが、この値については、システムにおいて自動で算定可能な上限値を定めています。

なお、車両の登録ができた場合でも、実際の経路確認において通行可能と判定されるか否かについては、各道路の構造によることとなります。

Q7. トレーラの相互使用により他社のトレーラを牽引することがあるが、車両登録に他社の車両も登録可能なのか。他社車両も登録が可能であって、他社が既に登録済みの場合、自社で他社車両を再度登録すると登録費用がかかるのか。

A トレーラの相互使用により他社のトレーラを牽引する場合、当該他社のトレーラを車両登録することは可能です。

なお、登録手数料については、Q5の回答のとおり、トラクタ単位での算定になりますので、当該他社のトレーラに登録手数料はかかりません。

＜経路の確認＞

Q8. 経路検索と都道府県検索は、具体的にはどのような検索なのか。

A 経路検索は、出発地から目的地までの主経路と代替路、その2本をつなぐ道路（渡り線）の双方向（往復）をセットで表示することになり、この確認1件（トラクタ1台あたり）の手数料が600円となります。

一方、都道府県検索は、1つの都道府県内の主要な道路（重要物流道路及び大型車誘導区間）のすべてを表示することになり、この確認1件（トラクタ1台あたり）の手数料は400円（1都道府県あたり。接続する都道府県を同時に検索し、確認する場合は、5県目からは300円/県、15県目からは200円/県）となります。

なお、両検索ともに、基本的には主要な道路の表示となりますが、出発地又は目的地が主要な道路と接していない場合は、主要な道路までの経路（ラストマイル）について、主要な道路以外の道路で検索し、表示します。

ただし、いずれの検索についても、ラストマイルを含め検索対象となるのは、情報が電子データ化された道路（収録道路）に限ります（Q9参照）。

<経路の確認>

Q9. 収録道路、未収録道路を問わず全ての道路を対象に検索できるのか。

A 新たな制度は、電子データ化された道路情報等を基に、即時に通行可能経路を検索するものであることから、未収録道路については検索されません。

(ご留意いただきたい点)

- 令和4年4月1日の本格運用時には、機能改修し、申請者が未収録道路上の出発地及び目的地を指定することができない仕様となります。
- なお、登録車両を未収録道路上の出発地及び目的地を結ぶ経路を通行させる場合には、上記の収録交差点を出発地及び目的地とする通行可能経路の回答（600円/件）に加え、別途未収録道路上の出発地及び目的地を結ぶ経路の許可（200円/片道×2=400円/往復）が必要となります。
- この場合、確認制度を利用せず（通行可能経路の回答なく）、未収録道路上の出発地及び目的地を結ぶ経路の許可（200円/片道×2=400円/往復）のみでも当該経路の通行は可能です。

Q10. 経路検索で代替経路と渡り線は必ず表示されるのか。

A 検索の結果、通行可能な経路が存在しない場合は、表示されません。

＜経路の確認＞

Q11. 包括申請（複数車両をまとめて一度に申請）はできるのか。その場合の手数料はどうか。

A 包括申請はできます。

この場合の手数料は、トラクタの台数分必要になります。

（例）

トラクタ 1 台とトレーラ 5 台の包括申請 = トラクタ 1 台 × 6 0 0 円 = 6 0 0 円

トラクタ 3 台とトレーラ 5 台の包括申請 = トラクタ 3 台 × 6 0 0 円 = 1,8 0 0 円

Q12. 同条件の車両で過去に特車許可実績がある収録道路の経路であれば、新制度でも通行可能な経路として必ず出てくるのか。

A 基本的には、通行可能な経路として表示されますが、道路の老朽化等により、通行可能な経路として表示されないこともあります。

Q13. 許可証は発行されるのか。現地取締りがあった場合には、何か提示するのか。

A 通行可能な経路があれば、確認結果を記載した回答書が交付されますので、取締り時には、この回答書（電子データのままでも可）の提示（又は表示）をお願いします。

Q14. 通行条件も出てくるのか。

A 通行条件別に色分けした通行可能経路が表示されます。

＜経路の確認＞

Q15. 手数料の支払いはどのように行うのか。

A 徴収方法につきましては、クレジットカード又はペイジーによるオンライン決済システムを構築予定です。

＜要件＞

Q16. 経路確認はETC2.0で行われるのか。

A そのとおりです。

Q17. 重量確認で保存する書類は、具体的にどのような書類が対象となるのか。電子データでの保存でも良いのか。

A 送り状（運送依頼書）や乗務記録（運転日報）、重量計による計測結果など、積載する貨物の重量並びに当該貨物の積卸しの日時及び場所を明らかにできる書類（通行経路に係る記録と組み合わせてこれを明らかにできる書類を含む。）であれば、問題ありません。

なお、これらの書類は、電子データによる保存でも問題ありません。